

早稲田大学博士論文(審査報告書)		
	学位記	文科省報告
2008	4870	甲2693

早稲田大学大学院法学研究科

2008年7月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「沖縄社会の近代法制度への包摂とその影響
—歴史法社会学的分析」

申請者氏名 上地一郎

主査	早稲田大学教授	戒能通厚
副査	早稲田大学教授	岡田正則
副査	早稲田大学教授	棚澤能生
副査	早稲田大学教授	小口彦太
	博士（法学）早稲田大学	

上地一郎氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生（当時）上地一郎氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2008年2月20日、その論文「沖縄社会の近代法制度への包摂とその影響—歴史法社会学的分析」を早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士（法学・早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2008年6月23日、その審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

一、本論文の構成と内容

本論文は、1879年の沖縄県の設置から、1903年の沖縄県土地整理事業の完成までの旧慣存置期と称される時期の沖縄社会を対象にして、旧慣土地制度、旧慣存置政策、土地整理事業を分析し、沖縄社会における近代化のプロセスの一端を明らかにしようとするものである。

本論文の構成は次のとおりである。

序章 対象の設定、問題意識、論点の確認

第1章 沖縄の村落共同体に関する予備的考察

第一節 旧慣地方制度の素描

第二節 村内法について

第三節 村内法と村の集会

第2章 沖縄の旧慣土地制度の分析

第一節 旧慣土地制度

第二節 農民の生存維持のための共有地

第三節 旧慣土地制度の山林原野と山林利用慣行

第3章 琉球統合過程—沖縄明治期の旧慣存置政策の分析—

第一節 近代地方制度の形成と沖縄

第二節 琉球処分から旧慣存置へ

第三節 村内法の届出と成文化

第四節 旧慣地方制度の改革と村内法の法的基盤の変遷

第4章 旧慣諸制度の解体と日本への制度的統合—沖縄県土地整理事業の再定位—

第一節 沖縄県土地整理事業の背景

第二節 土地整理事業

第三節 桧山問題

終章 近代化の諸相—沖縄県土地整理事業の社会的帰結

各章の概要は次のとおりである。

序章で著者は、本論文で扱う分析対象と、その時代背景を素描したうえで、近代日本社会と、

近代日本が領有していた植民地の狭間に置かれた沖縄は、日本近代法制がおよぶ限界地に位置付けられるという認識のもとに、その限界地の歴史を記述、分析することにより、沖縄にとっての近代とは何であったかを考察し、ひいては限界地から近現代の日本の法と社会のありようを照射する手がかりを得る、という課題意識を明らかにしている。

第1章では、琉球併合後、旧慣存置政策下に蒐集された沖縄の旧慣調査資料を利用して、明治期沖縄の村落共同体の慣習法や村民の集会を分析する。まず旧慣地方制度を、旧慣行政区画と村落内組織の関係、地方役人と行政機関の関係に即して把握する。また村内法の発生と地域差に関する学説を整理し、地域差は、地割り制度と関連するのではないかという私見を提示している。さらに不文の村内法が具体的に発現する場としての村の集会を取り上げ、特に地割の決定、裁判について分析する。

第2章では、土地所有と土地利用の構造を考察するために、沖縄の伝統的土地制度であった地割制度を、農民の生存維持の倫理(モラル・エコノミー)という観点から歴史資料を基に再構成し、焼畑耕作を中心とする山林の入会的利用慣行を地割制度との関連で分析する。近世期の琉球農村は、農地の私有を否定し定期的に農地を割替える地割制と農業生産の低位性とがむすびついて村落内の階層分化を押しとどめてきたが、近世末期以降、農村内に富農が登場し、割替地の固定化という現象が起こり始めた。割替地の固定化は、主に先進地域たる本島南部において典型的にみられるものであり、山林の多い本島北部では土地整理事業まで地割制の原初的な形態が残ったとされる。また本島北部では、《根栽・雑穀型》の焼畑農耕が広く残存した。村共有山林の入会的焼畑利用慣行は、人頭割によって土地を均等に割替え、配分するという特徴を持ち、地割制と密接なかかわりを持っていたことが指摘される。地割制と焼畑利用慣行は、ともに農業生産が低位で、農民が生存維持の保障を最大の課題とした時期には、一種のリスク分散の保険として機能していた。そして北部の杣山(入会山)は、農民の安全を第一とする原則を基に、焼畑地をひらき、数少ない換金商品(薪・炭)を調達する場でもあった。焼畑は、開墾、維持、管理の面で単独ではなし得ないため、共同体員に対する共同体規制の発生要因ともなり、また生存維持のための共有地の利用は、その共同管理と引換えになされたものであったため、共有山林の入会的焼畑利用慣行は共同体の凝集性を高めると同時に、員に対し共同性の実践を要請するものであったとされる。

次に旧慣土地制度における杣山と山林管理体制が検討対象とされる。沖縄の山林面積の9割以上を占める杣山は、御用木を調達する山林であり、王府(藩)の山奉行所が監督し、間切・島・村が管理を行なっていたが、農民の入会的利用が慣行として認められていた。村による杣山の利用は、近代以降も村落内部においては家主体というよりも個人を基に利用されていたことが指摘され、このことが、沖縄における家の未成立と密接に関わるとする。

第3章は、明治政府による琉球処分以降の琉球併合過程の根幹となった旧慣存置政策を日本本土の明治初期地方制度形成史の脈絡において把握し、同政策の一環として成文化され統治機構のうちに組み込まれた村落慣習法に焦点をあて明治期沖縄における村落共同体の位置づけを論じる。

明治政府は、廃藩置県、秩禄処分、地租改正など一連の改革を実施したが、置県処分後の沖縄においては、急激な改革の実施を慎重に回避し、当面のあいだ旧慣諸制度を存置する方針のもとに沖縄県政を出発させる。従来の研究では、明治政府が旧慣諸制度を踏襲する政策をとった要因として、対清関係問題、日本資本主義の源蓄のための利用などが議論されてきたが、著者は本土の明治初期地方制度形成史との関連でこれを分析するという手法をとる。

本土明治初期の地方制度形成は、その最初期の漸進的藩政改革から廃藩置県の断行以降、町村など地域中間団体（共同体）の政治的側面の剥奪と新行政区画への行政単位資格の付与という形で進行した。しかし旧共同体を無視した統合はしばしば機能不全を起こし、新たな政策の国民への浸透は、常に旧共同体を媒介としなければならなかった。そのため、1878年（明治11年）の三新法の施行に際して、旧共同体への一定の配慮が図られ、旧町村が行政単位として復活する。官僚機構一本に頼る統治方式が反省され、摩擦なく行政を遂行しうる体制が求められた。沖縄県が旧慣制度の存置を宣言した1879年（明治12年）は、三新法の施行直後であり、折しも三新法体制という旧慣尊重と地域中間集団を介した国民統合を選択した時期である。三新法体制の制度設計者一木喜徳郎内務省書記官が、琉球処分に関わり、旧慣存置政策を採用したことが指摘される。また旧慣存置政策の実施に伴い、沖縄県庁の指示によって成文化された村落慣習法が、県庁の地方行政の末端に位置付けられ、県政の補完機能を担うことになる。この成文慣習法が、旧慣改革を経て、その機能を失うまでの変遷が辿られる。旧慣地方制度の漸進的改革に伴い村落慣習法は行政上その地位を失うが、同じく行政的側面を喪失した生活圏としての村共同体のうちに、それが根強く残ったことを確認する。

第4章においては、沖縄県土地整理事業が、琉球処分以来の旧慣存置政策下において部分的に行なわれてきた諸制度改革の総決算として、重要な意義を持つ抜本的な改革として位置づけられ、分析される。

まず旧慣存置政策から旧慣改革路線への転換の背景的要因が、人頭税廃止運動と、日清戦争による勝利にあったことが分析される。次いで一木書記官が実施してまとめた旧慣調査報告書を基礎資料として、旧慣改革（土地整理事業）の基本方針が抽出される。次に1898（明治32）年2月に第13回帝国議会に提出された沖縄県土地整理法案の審議過程を、議事速記録に即して分析し、いかなる点が問題とされ、改正されたかが検討されている。審議過程の全般を通して議論を支配したのは、パトナリスティックなまでの沖縄県民に対する配慮だったとし、これは、無知蒙昧な純朴な沖縄県人と、知識の進んだ狡猾な内地人という観念に由来するとしている。さらに成立した沖縄県土地整理法の概要を確認し、土地整理事業の実施過程の分析が行なわれる。土地整理事業実施過程については、臨時沖縄県土地整理事務局の発行した資料や現存する当時の記録を用いて、（1）土地処分（2）各作業過程（3）紛争処理（4）村落の対応の順に検討がなされている。さらに土地整理事業以降に持ち越された、杣山処分の問題が扱われる。

終章では、沖縄社会を根本から変更しようとした沖縄県土地整理事業の社会的帰結を二つの点から検討する。第一に、土地整理事業は、沖縄社会に本格的な変容の契機をもたらしたもの、日本におけるような原始的蓄積過程を引き起こさなかつたこと、第二に、私有財産制の導入成立

が、慣習的な相続制度を形成したことを指摘する。

二、評価

1. 本論文は、土地制度を素材にとり、沖縄の近代化の歴史を規範現象に即して明らかにしようとする意欲的な研究であり、法律学の分野での先行業績が少ない中で、研究の欠を埋める貴重なものということができ、この時代の状況を通覧できる論文に纏め上げたこと自体、評価に値しよう。歴史資料、他学問領域の論文等、テーマの検討に必要と思われる資料・文献を遺漏なく涉猟・参照しており、信頼度の高い記述となっている。今後この領域における研究を志す者にとって必ず参考すべき業績ということができる。
2. 先行業績が提示するテーゼを常に疑い、別の解釈の可能性を探っている点も、評価することができる。

例えば、従来沖縄の村落共同体は「祭祀共同体」として理解されてきたのに対し、著者は、これを肯定しつつも、地割制に着眼することによって、自治村落的な側面をも見出そうとしている。

また、不文村内法の県庁による成文化が、かえって村落の自律的な内法の形成を促した、との指摘も興味深い。さらに内法の地域差を、地割制変容の地域差に対応させて考察すべきだとの提案も説得力のあるものとなっている。

さらに杣山の官有地化は、従来農民の入会慣行を踏みにじる一方的かつ暴力的な囲い込みとされてきたが、著者は、沖縄における山林の官民有区分は、本土のそれとは様相を異にし、杣山処分において払下代金を負担した村落のなかには、杣山の利用・管理を体系化し始めたところもあったことから、土地整理事業と杣山処分という村落外部からの衝撃は、沖縄の村落に旧来の杣山の維持・管理のあり方を再編し、改善する契機ともなり得たことを指摘し、従来の見方とは違った側面を付加している。

土地整理事業がもたらした社会的帰結についても、興味深い仮説を提示している。土地整理事業以前に一般的な土地制度であった地割制が、土地整理事業後の農地の分割相続を帰結したとする先行業績に対して、著者は、19世紀に定着する位牌祭祀=位牌相続慣行が、土地財産の相続と結びつくことにより、長男による位牌と財産の一括継承という相続慣習が選択された、という仮説を対置している。

3. 著者は、ほぼ邦訳に依拠してはいるが、ジェームズ・スコット、クリフォード・ギアーツ、ピーター・ブラウ、アンソニー・ギデンズ、ベネディクト・アンダーソン、エリック・ホブズボームといった社会科学の代表的な論者の理論を吸収し、彼らが提起する分析視角を、沖縄社会の分析に応用しようとしている。ここから以上のような新たな解釈の提示も可能となった。

他方、こうした研究者の分析視角を沖縄社会の分析に直ちに応用することが可能か、あるいは適切か、それぞれの理論が切り結ぶ理論史のコンテクストを軽視し、恣意的に引証していないか、という疑問が生じる。すべてこれに答えることは論述の流れから無理がある場合もあるが、注において言及するなどの工夫は可能であったろう。

4. 沖縄社会の近代化過程を、明治政府の近代化政策との関連で理解するという視点、具体的に

は沖縄における旧慣存置政策を、明治政府の地方制度形成史の中に位置づけるという観点も、正当な研究視点として評価されよう。その場合著者は、地方自治制度を設計した明治政府の内務省官僚一木喜徳郎が、沖縄での旧慣存置政策を推進したことについて着眼し、この内務官僚の考え方を明らかにすることを通じて、本土における政策展開と沖縄でのそれとの異同を考察している。しかしその内容は、本土における急激な改革が、国民の抵抗を呼び起こした経験に鑑み、沖縄では当面旧慣存置を選択したというにとどまっている。一木の沖縄関連の記述の検討のみならず、土地・地方制度に関する思想、思索の総体に迫ることができれば、より深みのある分析ができたはずである。本土における土地制度、地方自治制度の展開に関する歴史法社会学研究の蓄積を参考し、これとの対比を試みることも将来の課題として残されたままである。

5. 本論文は、親族構造や祭祀の視角から沖縄社会を把握する従来の研究に対し、土地制度という経済的政治的視角をより重視する立場に立つ。しかし土地制度が社会形成に占める構成的意義は、社会ごとに相違するはずであり、少なくとも沖縄社会においてそれを重視すべきことの論証が必要であった。

6. 「相続慣習の選択」仮説を実証する実態調査が十分でない点も、本論文の弱点である。特に沖縄での土地整理事業後の相続慣行が、長男による位牌と財産の一括継承という形をとるのか、それとも土地財産の男子均分相続が一般的なのか、実態調査による検証が不可欠である。

7. 著者は、近代日本社会と、近代日本が領有していた植民地の狭間に置かれた沖縄は、日本近代法制がおよぶ限界地に位置付けられるという認識のもとに、その限界地の歴史を記述、分析することを目的として掲げている。しかし、本論文では、日本の植民地における政策展開との関連で沖縄が位置づけられておらず、著者の意図が十全に実現されているとはいえない。

8. 本論文が持つ以上の難点は、今後の著者の研究の継続発展の中で克服されていくべき課題であり、博士論文としての評価を減ずるものではない。

I I I 結論

下記審査委員は、本論文の提出者が博士（法学・早稲田大学）の学位を受けるに値するものであることを認める。

2008年7月9日

審査員

主査	早稲田大学教授	戒能通厚
	早稲田大学教授	岡田正則
	早稲田大学教授	棚澤能生
	早稲田大学教授	博士（法学）早稲田大学 小口彦太